

第20回

定時株主総会招集ご通知



開催日時

2026年6月22日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



開催場所

東京都千代田区神田練塀町3番地
富士ソフトアキバプラザ5階
レセプションホール

議決権行使期限

2026年6月19日（金曜日）午後5時45分まで

決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに
剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

ビープラッツ株式会社

証券コード：4381

株 主 各 位

証券コード 4381
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年5月29日)

東京都千代田区神田練堀町3番地
ビープラッツ株式会社
代表取締役社長 藤田 健治

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第20回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.bplats.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトからアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

**なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類
をご検討の上、インターネット又は同封の議決権行使書にて、2026年6月19日（金曜日）午後
5時45分までに議決権を行使いただきたく、お願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月22日（月曜日）午前10時
（受付開始時間は午前9時30分）

2. 場 所 東京都千代田区神田練堀町3番地
富士ソフト アキバプラザ 5階 レセプションホール

3. 目的事項
報告事項

1. 第20期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(3) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. 操作方法に関する問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] (0120) 652-031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行証券代行部

[電話] (0120) 782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以 上

事業報告

(自 2025年 4 月 1 日)
(至 2026年 3 月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続き雇用・所得環境の改善を背景に回復基調で推移しているものの、物価高騰の継続による消費者マインドの下振れ懸念に加え、米国の通商政策の不確実性や中東の政情不安などにより、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境としては、近年消費者の価値観が「所有」から「利用」、「モノ」から「コト」へ変化する中で、「サブスクリプションビジネス」がBtoCの分野で先行的に拡大しており、すでに「サブスクリプション」はビジネスモデル変革の一つのキーワードとして広く業界に認知されるに至っております。また、近年は、技術革新に加え、社会生活の態様の変化を踏まえ、日本企業によるデジタル・トランスフォーメーション（DX）への取り組みが一層進んでいく環境が出来上がりつつあるものと思料しておりますが、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、コンタクトレス・エコノミーへの対応が求められる時代にもなりました。

このような環境において、当社グループは創業以来「情報基盤の創造によって、より豊かな社会の実現に貢献する」ことを理念とし、「サブスクリプションをすべてのビジネスに」をテーマに、サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats®」の開発・提供を一貫して行っております。サブスクリプション型ビジネスへの転換・事業創出のニーズは各産業に通底するものであり、当社プラットフォームを展開しうる業域は広いと見られ、今後も事業機会は増加していくものと想定しております。また、新型コロナウイルスの感染拡大により社会経済活動が制約を受けたことを契機として、中長期的には、社会生活の態様の変化から日本企業によるデジタル・トランスフォーメーション（DX）への取り組みが一層進み、日本企業のビジネスモデルのサブスクリプション型ビジネスへの転換が従来よりも加速していく可能性もあり、その場合には、当社の主力製品である汎用型サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats® Platform Edition」は、より一層の支持を受けるものと期待されます。

当社グループでは、全てのサブスクリプションビジネスを取り込み得る将来的な拡販の可能性とそれに伴う企業成長を目指し、2017年半ばより汎用製品である「Bplats® Platform Edition」を主力製品として、当期においても引き続きその拡販に注力しており、日本企業のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を支援するプラットフォームシステムとして着実な事業進捗を重ねているものと判断しております。

また、「Bplats® Platform Edition」で実現する「エコシステムがつながる」という当社の強みの機能向上を推進し、多様なニーズに対応すべく、新たなオプション機能の開発を継続的に進めております。特に、自社のサブスクリプションサービスを他事業者のサブスクリプションマーケットプレイスを通じて提供できるサービス「Bplats® Connect」を活用すると、大手のサブスクリプションマーケットプレイスを展開する事業者から自社のサブスクリプションサービスを登録し新しい顧客層にサービスや商品を提供することや、複数の「Bplats®」の利用者が集まって一つのマーケットプレイス型サイトを新たに開設することによりス

マートシティやスマートビルディングといった個々の目的にあった新たなマーケットプレイスに参加する各企業のサブスクリプションを簡単に取りまとめ新規のビジネスを立ち上げることが可能になります。

当社といたしましては、このように主力製品「Bplats® Platform Edition」の機能向上を進めつつ、当期首より再編・強化された営業所管部門による直販営業の強化に加え、販売パートナーの拡充と販売パートナーへの営業支援を強化し、受注拡大に注力しております。2025年6月には、当社事業との事業連動性が高いIoT等の自社プロダクトを持つNSW株式会社と「Bplats® Platform Edition」の販売パートナー契約を締結しております。

こうした販売戦略を通じ新規契約及びアップグレード案件獲得とそれに伴う1社あたりの顧客単価拡大に注力することで、引き続き中長期的な成長を目指して当社グループの顧客基盤及びサブスクリプション収益（ストック型の月額収益、オプション追加収益）の拡大に努めてまいります。当連結会計年度においては、売上高に占めるストック収入の割合は74.0%（前期82.0%/7.9pt減）と、引き続き収益の大きな柱となっております。

市場の拡大に向けた取り組みの強化としては、急速に市場参入が相次ぐ「生成AIサービス事業者」向けのAIマネタイズ支援を「AI×Monetization」という新たな取り組みとして強化しております。この取り組みにおいては、当連結会計年度の第4四半期連結会計期間において、1社に対する開発売上としては創業以来最大規模の受注額となる大型案件を生成AIサービス事業者から獲得し、既に具体的な成果が出始めております。創業以来培ったサブスクリプション課金ビジネスのノウハウを生成AI特有の複雑な料金計算・請求管理へと応用することで、国内における生成AIサービスの事業化と市場拡大を支援しながら、収益力の向上を図ってまいります。

また、2025年5月には、オフィスツール・テレワーク支援・セキュリティから会計・人事労務・営業支援に至るまで、業務に必要なSaaSアプリケーションがひとまとめに掲載され、そのまま購入／申込することができるオンラインストア「SaaSplats®（サースプラッツ）」の運営を開始しております。2025年10月には、従前より提供していた光コラボレーション事業者支援システムを刷新し、「Bplats® Collabo（ビープラッツ・コラボ）」として提供を開始しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高については、ストック収入は契約社数減により減少した一方で、スポット収入は大型開発契約はなかったものの中規模案件の貢献により増加し、727,157千円（前期比2.9%増）となりました。また、損益面については、過年度の主力製品バージョンアップに伴い増加していた通信インフラコストが大幅に減退したことにより売上原価が減少し、営業損失は126,351千円（前期は207,489千円の営業損失）、経常損失は142,265千円（前期は217,402千円の経常損失）、また、5月14日付け公表の「営業費用（株主優待引当金繰入）及び特別損失（減損損失）の計上、通期連結業績予想及び個別業績予想と実績値の差異に関するお知らせ」のとおり、ソフトウェア（無形固定資産）及び共用資産（有形固定資産）について、減損損失772,505千円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は925,575千円（前期は298,069千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、166,710千円であります。当社製品「Bplats®」の機能強化と信頼性の更なる向上を目的とした設備投資であり、その主な内容は当社ソフトウェア開発による投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、GP上場企業出資投資事業有限責任組合への第三者割当による第6回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により301,388千円の資金調達を、第6回新株予約権の行使により185,760千円の資金調達を、それぞれ実行しました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 産業構造の変化とそれに対応する当社への期待貢献

当社を取り巻く環境としては、引き続き雇用・所得環境の改善を背景に回復基調で推移しているものの、物価高騰の継続による消費者マインドの下振れ懸念に加え、米国の通商政策の不確実性や中東の政情不安などにより、先行き不透明な状況が続いております。一方、シェアオフィスやカーシェア等に代表されるシェアリングエコノミー、レンタルサービス、会員制サービス等の様々な業界の「所有から利用へ」という新たなビジネスモデルが世界的に広く指向され、「サブスクリプション（継続）」型ビジネスへの転換・事業創出のニーズが本格化しております。当社製品「Bplats®」はこれらのニーズに汎用的に対応可能なプラットフォームとして稼働実績を有しておりますが、今後より多くのニーズと顧客事業規模の拡大に追従するため、機能の強化と信頼性の更なる向上のために製品開発に継続的な投資を行う必要性があることを対処すべき課題と認識しております。

② 拡大する市場に対する対応

サブスクリプション型ビジネスへの転換・事業創出のニーズは各産業に通底するものであり、当社プラットフォームを展開しうる業域は広く、また、今後はデジタル・トランスフォーメーション（DX）への取り組みにより社会生活への変革が一層加速していくものと認識し、事業機会は増加していくものと想定しております。顕在するニーズのみならず、予測されるニーズにも適応しうる商品力の強化・稼働環境の堅牢化や安定化が必要であると認識しております。

③ データ流通に対する取り組み

クラウド上に蓄積されたビッグデータをどう流通しビジネスとしていくか、その管理や決済を含む仕組み作りのニーズが今後高まっていく経営環境となるものと当社は想定しております。既に当社製品「Bplats®」では、クラウドコンピューティングのみならず、その上で蓄積されたビッグデータの売買にも対応できる機能を備えておりますが、黎明期にあるこの市場のニーズは、実現手段としての機能のみならず、むしろ、無形のデータに対する値付けのルール等、より前段階のビジネス設計のための啓蒙的なニーズが非常に高いものと認識しております。当社は、これまで顧客と蓄積してきた先行的な知識をフィードバックし、これら新たな市場の拡大を加速する役割を期待されていることを対処すべき課題として捉えております。

④ 製品開発への継続的な投資

経営方針として、製品開発に対する継続的な投資による、製品の高付加価値化や品質の向上、新製品の開発を進めてまいります。当社事業の根幹となる製品開発に対する投資は、製品の高付加価値化をもたらす、より多くの顧客を獲得するとともに、製品単価の向上等、より良好な収益構造の構築を可能にするものであり、既に顕在化しているニーズに対応するのみならず、信頼性の更なる向上により当社業域の拡大を目指すものであります。

⑤ 戦略提携を通じた拡販力の強化

成長における時間効率とダイナミズムを実現するため、戦略提携を強化しパートナー戦略（販売協力・OEM）を推進し、様々な顧客の新規事業ニーズを早期に汲んでいき販売力の強化を図ってまいります。また、それら販売パートナーが有効な販売活動を実現するために必要なサポートを継続して行っていくことが当社にとっても意義あるものと理解しております。

⑥ システム技術・インフラの強化

当社が提供するプラットフォームビジネスは、お客様の契約情報、課金情報等を一元的に管理する目的から、システムの安定的な稼働及びクラウドサービスやIoT等の技術革新への対応が重要な課題と考えております。これに対し、当社ではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及び専門的な人員の確保に努めるとともに、必要に応じ他社が提供するサービスを利用し、技術革新にも迅速に対応できる体制構築に努めてまいります。

⑦ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社は、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の確保においては、当社の企業風土にあった国内・海外の人材の採用・登用に努め、あわせて従業員の入社年数等の段階にあわせた教育プログラムを体系的に実施することによって、各人のスキル向上を図ってまいります。組織体制につきましては、国内及び海外にて事業拡大に応じた内部体制の更なる強化を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

⑧ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、126,351千円の営業損失、142,265千円の経常損失を計上しました。また、特別損失としてソフトウェア（無形固定資産）及び共用資産（有形固定資産）に係る減損損失772,505千円を計上したことを主因として親会社株主に帰属する当期純損失は925,575千円、当連結会計年度末における純資産は447,251千円の債務超過となりました。資金繰り面では、当連結会計年度において新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債の発行等による資金調達活動に注力した結果、当連結会計年度末の現金及び預金残高は291,602千円（前連結会計年度末比223,543千円増）となったものの、依然として短期借入金残高及び1年内返済予定の長期借入金残高の合計値を下回る水準となっております。また、当連結会計年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の数値が転換社債型新株予約権付社債に付された財務制限条項へ抵触することとなり、社債権者は当社に対して繰上償還を請求する権利を有している状態にあります。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社グループでは、これらの状況を解消するため、以下の対応策を実施してまいります。

(a)収益力の改善（既存事業の競争力強化／M&Aの実施）

これまでの取り組みとしては、2025年4月より既存顧客に対する月額固定料の20%値上げを行うなど「Bplats® Platform Edition」の提供価格の改定、顧客専用環境運用に係る業務委託費の確保などにより、売上高拡大を図っており、1契約あたりのストック収入平均単価は着実に増加傾向にあります。また、当期首より営業所管部門を再編することにより営業力の増強を実施し、前期剥落した大型開発案件の獲得に注力しております。また、当連結会計年度の上半期には、NSW株式会社と販売パートナー契約を締結するなど様々な形での販売パートナーシップの拡大、構築に注力しております。加えて、法人向けSaaSを一元購入・一元管理できるマーケットプレイス「SaaSplats®（サースプラッツ）」の運営開始や、当社の安定的な収益源である光コラボレーション事業者支援システムを刷新しマーケットを拡大すべく「Bplats® Collabo」として10月より提供開始を決定するなど、新たなマーケットへの取り組みや製品投入による売上高拡大に努めております。

今後の短期的な取り組みとしては、中核事業である主力製品汎用型サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats® Platform Edition」のサービス展開において、急速に市場参入が相次ぐ「生成AIサービス事業者」向けのAIマネタイズ支援「AI×Monetization」という新たな取り組みを既に始めておりますが、今後一層強化してまいります。この取り組みにおいては、当連結会計年度末の直前3か月間において、1社に対する初期費用としては創業以来最大規模の受注額となる大型案件を生成AIサービス事業者から獲得し、既に具体的な成果が出始めております。創業以来培ったサブスクリプション課金ビジネスのノウハウを生成AI特有の複雑な料金計算・請求管理へと応用することで、国内における生成AIサービスの事業化と市場拡大を支援しながら、収益力の向上を図ってまいります。

今後の中長期的な取り組みとしては、中核事業としております主力製品汎用型サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats® Platform Edition」の展開に加え、IoT事業やDX事業を自社事業の取り組みの一部として取り組む企業などとの連携による「Bplats® Platform Edition」を活用した新ビジネス創出等により、収益ポートフォリオの拡大を検討してまいります。当社との事業シナジーのある事業会社をターゲットとしたM&A及び資本業務提携を含めた戦略的な事業拡大を通じて、当社グループ全体として持続的な収益構造の改善と企業価値の向上を実現し、営業損益の改善を目指します。

(b)各種コスト削減施策の強化及び推進

売上原価において、前々期より収益圧迫要因となっていた通信インフラコストについては大幅な削減が実現しており、既に削減後の水準で安定的に推移しておりますが、翌期においても調達最適化等を行うことにより更なる削減に取り組んでまいります。また、厳選採用や組織統合・人員配置換え等による労務費・人件費・採用教育費の削減、開発案件に応じた外注加工費（SES）の削減等の具体的なコスト削減を継続的に実施しており、一定の効果は実現しておりますが、翌期以降についてはAI活用による品質向上・開発効率の向上及び全社的な業務効率化の徹底により、更なるコスト管理を実現し、営業黒字体質への転換を目指してまいります。

(c)戦略的事業パートナーとの資本業務提携等による財務基盤強化

当社は、当連結会計年度において第6回新株予約権の発行とその一部行使、及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により、キャッシュ・フロー改善と資本増強を実施しております。これらの割当先であるGP上場企業出資投資事業有限責任組合の管理・運営を行うグロースパートナーズ株式会社とは事業提携契約を締結して各種の経営支援を受けておりますが、今後も同社の支援により新たなエクイティファイナンスを含めた更なる資金調達を検討してまいります。なお、同社を引受先とする転換社債型新株予約権付社債に関し財務制限条項に抵触しておりますが、同社とは、社内の業務改善に係る各種PJでの連携を含め継続的・緊密に協議の機会を設け支援活動を受けるなど、良好な関係を維持しております。

また、同社に限らず新たな事業面での戦略的パートナーとの連携など各種資本政策及び資金調達に関する諸施策を幅広く検討してまいります。当社グループは、これらの対応により、債務超過の解消や財務基盤の改善に取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第17期 2022年度	第18期 2023年度	第19期 2024年度	第20期 (当連結会計年度) 2025年度
売 上 高 (千円)	945,167	897,963	706,256	727,157
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	176,279	△78,730	△217,402	△142,265
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (千円)	182,904	△98,013	△298,069	△925,575
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	76.55	△40.57	△121.41	△361.82
総 資 産 (千円)	1,350,293	1,367,583	1,087,543	410,795
純 資 産 (千円)	639,511	562,305	284,503	△447,251

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第17期 2022年度	第18期 2023年度	第19期 2024年度	第20期 (当事業年度) 2025年度
売 上 高 (千円)	937,236	891,562	703,019	724,127
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	176,465	△82,169	△219,783	△144,007
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	183,071	△102,778	△299,944	△926,867
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	76.62	△42.54	△122.17	△362.33
総 資 産 (千円)	1,343,077	1,360,166	1,078,947	400,754
純 資 産 (千円)	632,773	555,688	276,010	△457,035

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権の比率	主要な事業内容
株式会社サブスクリプション総合研究所	10,000千円	100.0%	出版・講演事業 コンサルティング事業

(8) 主要な事業内容

事 業 区 分	主 要 製 品
サブスクリプション事業	Bplats® Platform Edition、Bplats® Channel Edition、サブかん®

(9) 主要拠点等 (2026年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都千代田区
ビープラッツ・サブスクリプションセンター	福岡県北九州市

② 子会社

株 式 会 社 サ ブ ス ク リ プ シ ョ ン 総 合 研 究 所	東京都千代田区
-------------------------------------	---------

(10) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
43名	8名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
2. 従業員数には企業集団外からの出向者を含んでおります。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43名	8名減	35.8歳	5.67年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
2. 従業員数には企業集団外からの出向者を含んでおります。

(11) 主要な借入先

借入先	借入残高(千円)
藤田健治	250,000
株式会社みずほ銀行	74,878
株式会社りそな銀行	49,900
株式会社三井住友銀行	13,820
三井住友信託銀行株式会社	9,980
日本生命保険相互会社	8,330

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	8,000,000株
(2) 発行済株式の総数	2,911,799株（うち自己株式3,329株）
(3) 株主数	3,190名
(4) 大株主	

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
東京センチュリー株式会社	750,000	25.78
G P 上場企業出資投資事業有限責任組合	201,000	6.91
篠崎 明	132,000	4.53
T K S アセットマネジメント株式会社	100,000	3.43
藤田 健治	88,502	3.04
宮崎 琢磨	72,196	2.48
株式会社ネットワークド	63,340	2.17
渋谷見 勝俊	36,000	1.23
T K S パートナーズ株式会社	32,000	1.10
花輪 正一	30,586	1.05

- (注) 1. 持株比率は自己株式（3,329株）を控除して計算しております。
2. 当社として実質保有が確認できたG P 上場企業出資投資事業有限責任組合の所有株式については合算（名寄せ）しておりますが、その他については、株主名簿どおりに記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役（社外取締役を除く。）	9,999	4
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

(譲渡制限付株式報酬)

当社は、2019年6月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受けて、当社は2025年6月19日開催の取締役会決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）、執行役員に対して、譲渡制限付株式報酬として、普通株式12,118株を発行いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第4回新株予約権
発行決議日		2017年3月15日
新株予約権の数		124個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 4,960株 (注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 26,000円 (1株当たり 650円) (注) 1
権利行使期間		2019年3月18日から2027年3月14日まで
行使の条件		(注) 2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1人 (注) 3
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人

(注) 1. 2017年10月12日開催の取締役会決議に基づき、2017年11月30日付で普通株式1株につき20株の割合で、また2019年3月1日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役を任期満了により退任した場合（競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。）、また、定年により退職した場合（競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。）、その他正当な理由のある場合にはこの限りではありません。また、新株予約権の割当を受けた者の相続人による権利行使は認めないものとします。
 - ② 新株予約権の割当を受けた者は、当社発行の普通株式に係る株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3カ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
 - ③ 権利行使可能期間における毎年度の権利行使限度株数は原則として、付与された株数の1/3を限度とします（バッシング方式）。権利行使凍結期間終了後、初年度1/3、2年目は1/3、それ以降は全株数可能とします（バッシングにて発生する端数は切り上げます。）。
 - ④ その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
3. 取締役のうち1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものとなります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2025年4月14日発行の当社第6回新株予約権の内容及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債3億円に付された新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 第6回新株予約権

① 割当日	2025年4月14日
② 発行新株予約権数	13,888個
③ 発行価額	総額1,388,800円（新新株予約権1個当たり100円）
④ 当該発行による潜在株式数	1,388,800株
⑤ 調達資金の額	601,350,400円 (内訳) 本新株予約権発行分 1,388,800円 新新株予約権行使分 599,961,600円
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、432円とします。 但し、2025年10月14日、2026年10月14日、2027年10月14日、2028年10月14日及び2029年10月14日（以下、本⑥において個別に又は総称して「修正日」という。）において、修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。以下に同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下、本⑥において「修正日価額」という。）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正されます。但し、上記の計算の結果算出される金額がかかる修正における下限行使価額である302円を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。
⑦ 行使請求期間	2025年4月15日から2030年4月14日
⑧ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑨ 割当先	G P 上場企業出資投資事業有限責任組合
⑩ その他	当社は、割当先との間で、2025年3月28日付で、本新株予約権に関する引受契約書を締結いたしました。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、すべての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

① 払込期日	2025年4月14日
② 新株予約権の総数	30個
③ 社債及び新株予約権の発行価額	新社債の金額100円につき金100円 但し、新転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。
④ 当該発行による潜在株式数	当初転換価額（432円）における潜在株式数：694,400株 下限転換価額（302円）における潜在株式数：993,300株
⑤ 調達資金の額	300,000,000円
⑥ 転換価額及び転換価額の修正条件	当初行使価額は、432円とします。 但し、2025年10月14日、2026年10月14日、2027年10月14日、2028年10月14日及び2029年10月14日（以下、本⑥において個別に又は総称して「修正日」という。）において、修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下、本⑥において「修正日価額」という。）が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正されます。但し、上記の計算の結果算出される金額がかかる修正における下限転換価額である302円を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とします。
⑦ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑧ 割当先	G P 上場企業出資投資事業有限責任組合
⑨ 利率及び償還期日	利率：年率1.5% 償還期日：2030年4月14日
⑩ その他	当社は、割当先との間で、2025年3月28日付で、本新株予約権付社債に関する引受契約書を締結いたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代 表 取 締 役 社 長	藤 田 健 治	株式会社サブスクリプション総合研究所 取締役 T K S パートナース株式会社 取締役 T K S アセットマネジメント株式会社 取締役
取 締 役 副 社 長	宮 崎 琢 磨	株式会社サブスクリプション総合研究所 代表取締役社長
取 締 役 副 社 長	伊 藤 淳 一	株式会社サブスクリプション総合研究所 取締役
取 締 役	花 輪 正 一	
取 締 役	照 沼 大	K o t o z n a 株式会社 社外取締役 G O O P A S S 株式会社 社外取締役 一般社団法人NOHL 理事 株式会社パズルリング 社外取締役
取 締 役	吉 田 浩 二	東京センチュリー株式会社 執行役員 F L C S 株式会社 社外取締役
取 締 役	古 川 徳 厚	グロースパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社プロレド・パートナーズ 社外取締役 監査等委員 株式会社タカキュー 社外取締役 監査等委員 ランサーズ株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社ヴィア・ホールディングス 社外取締役
常 勤 監 査 役	太 田 充 生	
監 査 役	平 田 幸一郎	平田公認会計士事務所 所長 有限会社アドバンスワン 取締役社長 株式会社エンバイオ・ホールディングス 社外取締役 監査等委員
監 査 役	田 中 裕 幸	田中法律会計税務事務所 所長 有限会社ティーシーピー 取締役社長 株式会社ユーザーローカル 社外取締役 監査等委員 株式会社Will Smart 社外監査役

- (注) 1. 2025年6月19日開催の第19回定時株主総会において、古川徳厚氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役照沼大氏、吉田浩二氏、古川徳厚氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役照沼大氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
4. 監査役太田充生氏、平田幸一郎氏、田中裕幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役平田幸一郎氏は、公認会計士として、財務経理に関する職務経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役田中裕幸氏は、公認会計士として、財務経理に関する職務経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 2025年6月19日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって、取締役上山亨氏が任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役等の報酬の決定プロセスにおける透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を目的として、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しております。報酬委員会では、取締役等の報酬に関する方針・制度の設計に関する事項、その他取締役等の報酬に関する重要な事項を審議しておりますが、当該審議結果を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役会にて決定しております。

決定方針の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役の個人別の報酬等の額又は算定方法の決定方針

全体報酬を基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬、で構成することとし、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬を除く部分を月例の固定報酬である基本報酬として、役位、職責等に応じ総合的に勘案し、その額を決定する。

ただし、社外取締役については報酬の性格や役割期待などを踏まえ基本報酬のみで構成することとする。

b. 業績連動報酬等における業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

短期業績に応じて変動させる業績連動報酬の業績指標として、事業年度ごとに業績向上に対する意識を高めるための業績指標を設け、毎年の事業計画に対する達成状況に応じて変動させる現金報酬とし、その額を決定する。

c. 非金銭報酬等における非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定方針

中長期の業績向上、企業価値向上への貢献へのインセンティブとして業績などを総合的に勘案して譲渡制限付株式報酬を非金銭報酬とし、その額を決定する。

d. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

上位の役位であるほど全体報酬に占める業績連動報酬や譲渡制限付株式報酬の割合を原則として高くし、報酬委員会の答申内容で示された割合を踏まえ、決定する。

e. 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

在任期間中に、原則として基本報酬と業績連動報酬は月例、譲渡制限付株式報酬は年次、で支給することとし、取締役会において時期等を決定する。

f. 個人別の報酬等の内容についての決定の再一任

個人別の報酬等の内容についての決定の再一任は行なわないこととする。

g. 個人別の報酬等の内容についての決定の方法

独立社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会を設置し、取締役等の報酬に関する方針・制度の設計に関する事項等について当該委員会に諮問し、その答申を踏まえて、前記 a～f の決定方針等を含めて取締役会が決定する。

h. 個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

該当事項はなし。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容については、決定方針に基づく具体的な取締役の個人別の報酬等についての報酬委員会の答申結果を踏まえて取締役会にて決定しており、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の限度額は、2019年6月25日開催の第13回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役年額40百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額20百万円以内、年10,000株以内、譲渡制限期間3年間から30年間以内、の譲渡制限付株式報酬の支給を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名です。

監査役の報酬等の限度額は、2016年6月22日開催の第10回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

- ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
該当事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員 の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	65,284 (7,800)	54,525 (7,800)	5,005 (－)	5,754 (－)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	13,200 (13,200)	13,200 (13,200)	－ (－)	－ (－)	3 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬等の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、売上高、親会社株主に帰属する当期純利益であり、事業計画に対する達成状況に応じ決定しております。業績指標の選定理由は、事業計画において重視している指標であるためです。なお、2025年3月期の実績は連結売上高706,256千円、親会社株主に帰属する当期純損失298,069千円です。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会からの諮問を受けて報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多面的な検討を行った上で取締役会に対して答申を行っております。
4. 監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から月例の固定報酬である基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係
- a. 取締役 照沼大氏の兼務先であるK o t o z n a株式会社、G O O P A S S 株式会社、一般社団法人N O H L 及び株式会社パズルリングと当社との間には特別の関係はありません。
- b. 取締役 吉田浩二氏の兼務先である東京センチュリー株式会社は、当社株式の25.78%を保有する大株主であります。なお、当社は同社との間で当社主力製品の利用に関する取引関係があります。兼務先であるF L C S 株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- c. 取締役 古川徳厚氏はグロースパートナーズ株式会社の代表取締役であります。なお、当社は同社との間で事業提携契約を締結しております。兼務先である株式会社プロレド・パートナーズ、株式会社タカキュー、ランサーズ株式会社及び株式会社ヴィア・ホールディングスと当社との間には特別の関係はありません。
- d. 監査役 平田幸一郎氏の兼務先である平田公認会計士事務所、有限会社アドバンスワン及び株式会社エンバイオ・ホールディングスと当社との間には特別の関係はありません。
- e. 監査役 田中裕幸氏の兼務先である田中法律会計税務事務所、有限会社ティーシーピー、株式会社ユーザーローカル及び株式会社W i l l S m a r t と当社との間には特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	照 沼 大	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、投資や企業経営に関与した豊富な経験に基づく発言に加え、独立的な立場で監督、提言を行っております。 また、報酬委員会の委員長を務めております。当事業年度開催の委員会3回のうち3回に出席し、独立的な立場から報酬制度設計に関する事項について提言・運営を行っております。
社外取締役	吉 田 浩 二	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、上場企業にて業務執行者としての豊富な経験に基づく発言に加え、独立的な立場で監督、提言を行っております。また、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、適宜提言を行っております。
社外取締役	古 川 徳 厚	社外取締役就任後に当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、経営コンサルタント及び投資家としての豊富な経験に基づく発言に加え、独立的な立場で監督、提言を行っております。
社外監査役	太 田 充 生	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席し、他社での豊富な役員経験に基づく発言に加え、取締役会及び監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	平 田 幸一郎	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席し、社外役員の豊富な経験に基づく発言に加え、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	田 中 裕 幸	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会14回のうち14回に出席し、社外役員の豊富な経験に基づく発言に加え、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。 また、報酬委員会の委員を務めております。報酬委員就任後に当事業年度開催の委員会1回のうち1回に出席し、独立的な立場から報酬制度設計に関する事項について提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 34百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の
利益の合計額 34百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について見直しをし、2019年4月度の取締役会にて決議された内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の法令遵守の意識を高めるため、「コンプライアンス規程」を制定し、適宜法令教育その他職務に応じた研修等を行うことにより、高い倫理観の醸成に努める。当社の取締役及び従業員は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の職務において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努めることとする。
- ② 代表取締役社長が内部監査部長を内部監査責任者として指名し、内部監査を実施することにより、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。
- ③ 内部通報制度を構築し、運用することにより、法令、定款及び社内規程に違反する行為を早期に発見し、適切かつ迅速に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書管理に関する主管部門を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を「文書管理規程」に定める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等からの要請があった場合に備え、閲覧可能な状態を維持し、文書管理規程に基づき適切に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、事業遂行に関わるリスクについて、リスクを識別し、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を講ずる。
- ② 取締役及び使用人のリスク管理意識向上のために、勉強会、研修を定期的実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。また、必要に応じて経営会議を開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」「業務分掌規程」等の社内規程を定め、権限及び責任の明確化を図る。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の業務の適正を確保する観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導及び支援を行う。
- ② 子会社の管理は、営業本部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
- ③ 当社企業グループの健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。
- ④ 当社企業グループにおける業務の適正の確保のため、監査役は子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社は、監査役の職務を補助するため、監査役の求めに応じて監査役を補助すべき使用人を配置する。監査役は当該使用人に対して監査に必要な事項を指示することができる。
- ② 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- ③ 監査役から監査業務に必要な命令を受けた社員等は、その命令に関して、取締役及び部署長の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、当社の取締役及び使用人から説明を受けることができるものとする。
- ② 監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて当社の取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ③ 当社の取締役及び使用人は、会社の経営又は業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事実については、随時監査役会に報告しなければならないものとする。
- ④ 当社の定める内部通報制度において、監査役への内部通報について不利な扱いを受けない旨を保障する。
- ⑤ 子会社の取締役及び使用人は、子会社の経営又は業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事実については、子会社の監査役への報告に加え、当社監査役への報告等、前項7-④と同様の対応を行うものとする。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対し費用の前払等の請求をした際には、管理本部長の判断のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、定期的に取り締役と会合を持ち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要な課題のほか、監査役監査の環境整備の状況について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- ② 監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。
- ③ 監査役は、内部監査責任者及び内部監査担当者と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査責任者及び内部監査担当者に調査を求めることができる。
- ④ 監査役は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見を求めることができる。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体について、当社が定める「反社会的勢力排除マニュアル」に則り、取引等の一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 当社は、社内共有サーバにコンプライアンス規程等を保存して、役職員に対して周知を行い法令遵守意識の定着に努めております。
- ② 取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。
- ③ 監査役は、取締役会及び経営会議の重要な会議に出席しております。また、定期的に代表取締役社長との間で意見交換を行っております。
- ④ 監査役、会計監査人及び内部監査責任者は、監査における状況又は課題について定期的に意見交換を行っております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	410,520	流動負債	491,824
現金及び預金	291,602	買掛金	9,927
売掛金	97,187	短期借入金	250,000
貯蔵品	47	1年内返済予定の長期借入金	92,202
その他	21,682	未払金	35,509
固定資産	275	未払費用	33,649
有形固定資産	0	未払法人税等	2,726
建物	0	未払消費税等	29,501
工具、器具及び備品	0	契約負債	450
無形固定資産	0	株主優待引当金	32,765
ソフトウェア	0	その他	5,092
投資その他の資産	275	固定負債	366,222
投資有価証券	0	新株予約権付社債	300,000
その他	275	長期借入金	64,706
		資産除去債務	1,516
		負債合計	858,046
		(純 資 産 の 部)	
		株主資本	△448,209
		資本金	146,430
		資本剰余金	324,267
		利益剰余金	△917,082
		自己株式	△1,825
		新株予約権	958
		純資産合計	△447,251
資産合計	410,795	負債・純資産合計	410,795

連結損益計算書

(自 2025年 4 月 1 日)
(至 2026年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		727,157
売上原価		444,122
売上総利益		283,035
販売費及び一般管理費		409,386
営業損失 (△)		△126,351
営業外収益		
受取利息	407	
雑収入	1,504	1,912
営業外費用		
支払利息	9,692	
社債利息	4,321	
社債発行費	2,663	
株式交付費	711	
その他	438	17,826
経常損失 (△)		△142,265
特別利益		
固定資産売却益	1,780	1,780
特別損失		
減損損失	772,505	772,505
税金等調整前当期純損失 (△)		△912,990
法人税、住民税及び事業税	1,068	
法人税等調整額	11,515	12,584
当期純損失 (△)		△925,575
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△925,575

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年 4 月 1 日
至 2026年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	550,365	420,365	△684,401	△1,825	284,503
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	2,859	2,859			5,719
新株の発行（新株予約権の行使）	93,571	93,571			187,142
減 資	△500,365	500,365			—
欠 損 補 填		△692,893	692,893		—
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失（△）			△925,575		△925,575
新 株 予 約 権 の 発 行					
当 期 変 動 額 合 計	△403,934	△96,097	△232,681	—	△732,713
当 期 末 残 高	146,430	324,267	△917,082	△1,825	△448,209

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	—	284,503
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		5,719
新株の発行（新株予約権の行使）	△430	186,712
減 資		—
欠 損 補 填		—
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失（△）		△925,575
新 株 予 約 権 の 発 行	1,388	1,388
当 期 変 動 額 合 計	958	△731,754
当 期 末 残 高	958	△447,251

連 結 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、126,351千円の営業損失、142,265千円の経常損失を計上しました。また、特別損失としてソフトウェア（無形固定資産）及び共用資産（有形固定資産）に係る減損損失772,505千円を計上したことを主因として親会社株主に帰属する当期純損失は925,575千円、当連結会計年度末においては447,251千円の債務超過となりました。資金繰り面では、当連結会計年度において新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債の発行等による資金調達活動に注力した結果、当連結会計年度末の現金及び預金残高は291,602千円（前連結会計年度末比223,543千円増）となったものの、依然として短期借入金残高及び1年内返済予定の長期借入金残高の合計値を下回る水準となっております。また、当連結会計年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の数値が転換社債型新株予約権付社債に付された財務制限条項へ抵触することとなり、社債権者は当社に対して繰上償還を請求する権利を有している状態にあります。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社グループでは、これらの状況を解消するため、以下の対応策を実施してまいります。

(a)収益力の改善（既存事業の競争力強化／M&Aの実施）

これまでの取り組みとしては、2025年4月より既存顧客に対する月額固定料の20%値上げを行うなど「Bplats® Platform Edition」の提供価格の改定、顧客専用環境運用に係る業務委託費の確保などにより、売上高拡大を図っており、1契約あたりのストック収入平均単価は着実に増加傾向にあります。また、当期首より営業所管部門を再編することにより営業力の増強を実施し、前期剥落した大型開発案件の獲得に注力しております。また、当連結会計年度の上半期には、NSW株式会社と販売パートナー契約を締結するなど様々な形での販売パートナーシップの拡大、構築に注力しております。加えて、法人向けSaaSを一元購入・一元管理できるマーケットプレイス「SaaSplats®（サースプラッツ）」の運営開始や、当社の安定的な収益源である光コラボレーション事業者支援システムを刷新しマーケットを拡大すべく「Bplats® Collabo」として10月より提供開始を決定するなど、新たなマーケットへの取り組みや製品投入による売上高拡大に努めております。

今後の短期的な取り組みとしては、中核事業である主力製品汎用型サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats® Platform Edition」のサービス展開において、急速に市場参入が相次ぐ「生成AIサービス事業者」向けのAIマネタイズ支援「AI×Monetization」という新たな取り組みを既に始めておりますが、今後一層強化してまいります。この取り組みにおいては、当連結会計年度末の直前3か月間において、1社に対する初期費用としては創業以来最大規模の受注額となる大型案件を生成AIサービス事業者から獲得し、既に具体的な成果が出始めております。創業以来培ったサブスクリプション課金ビジネスのノウハウを生成AI特有の複雑な料金計算・請求管理へと応用することで、国内における生成AIサービスの事業化と市場拡大を支援しながら、収益力の向上を図ってまいります。

今後の中長期的な取り組みとしては、中核事業としております主力製品汎用型サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats® Platform Edition」の展開に加え、IoT事業やDX事業を自社事業の取り組みの一部として取り組む企業などとの連携による「Bplats® Platform Edition」を活用した新ビジネス創出等により、

収益ポートフォリオの拡大を検討してまいります。当社との事業シナジーのある事業会社をターゲットとしたM&A及び資本業務提携を含めた戦略的な事業拡大を通じて、当社グループ全体として持続的な収益構造の改善と企業価値の向上を実現し、営業損益の改善を目指します。

(b)各種コスト削減施策の強化及び推進

売上原価において、前々期より収益圧迫要因となっていた通信インフラコストについては大幅な削減が実現しており、既に削減後の水準で安定的に推移しておりますが、翌期においても調達の最適化等を行うことにより更なる削減に取り組んでまいります。また、厳選採用や組織統合・人員配置換え等による労務費・人件費・採用教育費の削減、開発案件に応じた外注加工費（SES）の削減等の具体的なコスト削減を継続的に実施しており、一定の効果は実現しておりますが、翌期以降についてはAI活用による品質向上・開発効率の向上及び全社的な業務効率化の徹底により、更なるコスト管理を実現し、営業黒字体質への転換を目指してまいります。

(c)戦略的事业パートナーとの資本業務提携等による財務基盤強化

当社は、当連結会計年度において第6回新株予約権の発行とその一部行使、及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により、キャッシュ・フロー改善と資本増強を実施しております。これらの割当先であるGP上場企業出資投資事業有限責任組合の管理・運営を行うグロースパートナーズ株式会社とは事業提携契約を締結して各種の経営支援を受けておりますが、今後も同社の支援により新たなエクイティファイナンスを含めた更なる資金調達を検討してまいります。なお、同社を引受先とする転換社債型新株予約権付社債に関し財務制限条項に抵触しておりますが、同社とは、社内の業務改善に係る各種PJでの連携を含め継続的・緊密に協議の機会を設け支援活動を受けるなど、良好な関係を維持しております。

また、同社に限らず新たな事業面での戦略的パートナーとの連携など各種資本政策及び資金調達に関する諸施策を幅広く検討してまいります。当社グループは、これらの対応により、債務超過の解消や財務基盤の改善に取り組んでまいります。

しかしながら、これらの対応策は進捗の途上であり、今後の事業計画における売上高及び営業キャッシュ・フローの獲得は外部環境要因に依存する部分も大きく、また、エクイティファイナンスを含めた資金調達活動については協議段階にあり、確約されたものではないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

株式会社サブスクリプション総合研究所

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物10～15年

工具、器具及び備品 3～10年

②無形固定資産

顧客サービスに利用する
ソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と見込有効期間（5年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時の費用として処理しております。

社債発行費

同上

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末は回収不能額を見込んでいないため、残高はありません。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当連結会計年度末においては未払賞与の支給額が確定していることから、未払費用として計上しております。

③株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(5)収益及び費用の計上基準

当社グループの主たる事業は、サブスクリプション型ビジネスの実現や拡大を支援するサブスクリプション型ビジネスモデルの構築サービスと、当社が開発・運用するSaaS形式のWebサービス及びその関連・周辺のサービス提供で構成されております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主たる事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね3カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

①初期費用・初期開発等

顧客のサブスクリプション型サービス提供モデルを構築し、当該成果物を納め、当該成果物の対価及びその導入コンサルティングの対価等を顧客から受領するものであります。顧客が検収した時点で当該サービスに対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

②月額利用料等

当社が提供するSaaS形式のWebサービス利用のためライセンスの使用許諾を付与し、当該利用の対価を顧客から受領するものであります。契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間に渡り収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかな場合に採用した会計処理の原則及び手続

株式報酬

譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬は、報酬債権を付与日における公正価値に基づいて測定し、対応する金額を資本の増加として認識するとともに、報酬費用を対象勤務期間にわたって費用として認識しております。譲渡制限付株式報酬の公正価値は、付与した当社株式の公正価値を参照して測定しております。

(表示方法の変更に関する注記)

前連結会計年度において流動負債の「その他」に含めておりました「未払費用」（前連結会計年度33,009千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. ビープラッツ株式会社の固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	0千円
顧客サービスに利用するソフトウェア	0 //
減損損失	772,505 //

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の主たる事業はサブスクリプション事業であり、資産のグルーピングは、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資金生成単位となる、当社が顧客へサービス提供するITプラットフォームを基準に行っております。また、本社設備等については共用資産としております。

業績が事業計画どおりに進捗せず、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、回収可能価額を著しく低下させる変化もしくは経営環境の著しい悪化等の事象が生じているか、又は生じる見込みである場合等には、当該資産グループに減損の兆候があると判断しております。

減損の兆候に該当する場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額（資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額）まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上することとしております。

当社は、これらの事象が生じているか否か、又は生じる見込みであるか否かの観点で事業計画に基づいて検討した結果、当社がサービス提供するITプラットフォーム「Bplats®」について、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナスが生じており、減損の兆候が認められるため、当連結会計年度において固定資産の減損損失の認識の可否に関する判定を行っております。その結果、当連結会計年度において、ITプラットフォーム「Bplats®」について、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が負の値となったため、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額767,298千円を減損損失として計上しました。また、共用資産を含むより大きな単位である全社においても減損の兆候が認められるため、共用資産としての有形固定資産についても、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額5,207千円を減損損失として計上しております。

なお、減損の兆候及び減損損失の認識の判定に利用した事業計画には、初期費用・初期開発等に関する収益は、過去の受注実績も考慮し新規顧客及び既存顧客からの継続的な受注獲得による売上が見込まれる、また、月額利用料等に関する収益は初期費用・初期開発等の受注による新規顧客の獲得から得られる売上の増加と既存顧客の解約による売上の減少が見込まれる、さらに、売上原価と販売費及び一般管理費については、各種効率化により減少することが見込まれるという仮定が含まれております。当該仮定は、将来の市場環境の変動により影響を受けるため不確実性を伴い、翌連結会計年度の連結計算書類において、ソフトウェアを主たる資産とする資産グループの評価に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	一千円
--------	-----

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」において、分類4に該当するとして、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来1年間の見積課税所得の

範囲内で繰延税金資産を計上しており、見積課税所得は予算を基礎として繰延税金資産の回収可能額を算定しております。

見積りの基礎となる予算における主要な仮定は、サブスクリプション事業における販売収益、売上原価、販売費及び一般管理費の見込みであります。販売収益の見込みのうち初期費用・初期開発等に関する収益は足元のサブスクリプション市場の成長率が継続する中で、過去の受注実績も考慮し新規顧客及び既存顧客からの継続的な受注獲得による売上が見込まれる、また、月額利用料等に関する収益は初期費用・初期開発等の受注による新規顧客の獲得から得られる売上の増加を既存顧客の解約による売上の減少が上回ることが見込まれる、さらに、売上原価と販売費及び一般管理費については、各種効率化により減少することが見込まれるという仮定が含まれております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定、税効果の企業分類に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	33,772千円
建物	4,510 //
工具、器具及び備品	29,261 //

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額5,207千円が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	2,911,799株
------	------------

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

取締役会決議日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2017年3月15日	普通株式	4,960株
2017年9月15日	普通株式	1,120株
2025年3月28日	普通株式	1,653,200株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金の性質や回収期間に応じて、増資による

資金調達又は金融機関からの長短期での借入により調達する方針としております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は1年内の支払期日であります。借入金及び新株予約権付社債は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の債務不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、当社管理本部が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。また、与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。また、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(※)	156,908	156,693	△214
(2) 新株予約権付社債	300,000	302,524	2,524
負債計	456,908	459,217	2,309

- (※) 1. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。
2. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	291,602	—	—	—
売掛金	97,187	—	—	—
合計	388,789	—	—	—

(注3) 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	250,000	—	—	—	—	—
長期借入金	92,202	48,182	16,524	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—	300,000	—
合計	342,202	48,182	16,524	—	300,000	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません。	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金 （1年以内に返済予定の長期借入金を含む）	—	156,693	—	156,693
新株予約権付社債	—	302,524	—	302,524
負債計	—	459,217	—	459,217

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

新株予約権付社債

残存期間における元利金の合計額を、同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産

△154円11銭

1 株当たり当期純損失

361円82銭

(重要な後発事象に関する注記)

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、2026年6月22日開催の第20回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議しました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、この欠損金の填補により財務体質の健全化を図るとともに、将来の資本政策の機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行います。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額 146,430,848円のうち96,430,848円

資本準備金の額 324,267,348円のうち324,267,348円（全額）

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 420,698,196円

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は△506,169,197円となります。

(1) 減少するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 420,698,196円

(2) 増加する繰越利益剰余金の額

繰越利益剰余金 420,698,196円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2026年5月14日 |
| (2) 株主総会決議日 | 2026年6月22日（予定） |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 2026年7月31日（予定） |
| (4) 効力発生日 | 2026年8月1日（予定） |

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：千円)

	サブスクリプション事業		その他	合計
	初期費用 初期開発等	月額利用料等		
一時点で移転される 財又はサービス	86,977	—	3,000	89,977
一定の期間にわたり移転される 財又はサービス	—	631,807	5,373	637,180
顧客との契約から生じる収益	86,977	631,807	8,373	727,157
外部顧客への売上高	86,977	631,807	8,373	727,157

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

2. 会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約資産については該当事項はありません。契約負債は主に、顧客との契約に基づく前受金等に関連するものであり、役務提供に伴い履行義務が充足され、契約負債から収益に振り替えられます。

また、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、904千円であり、当連結会計年度において契約負債が減少した主な理由は、売上計上に伴い前受金を収益に振り替えたことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書並びに連結注記表の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	395,459	流動負債	491,567
現金及び預金	276,628	買掛金	9,927
売掛金	96,912	短期借入金	250,000
貯蔵品	47	1年内返済予定の長期借入金	92,202
前払費用	19,759	未払金	35,509
未収入金	1,637	未払費用	33,649
その他	472	未払法人税等	2,532
固定資産	5,294	未払消費税等	29,438
有形固定資産	0	預り金	5,092
建物	0	株主優待引当金	32,765
工具、器具及び備品	0	契約負債	450
無形固定資産	0	固定負債	366,222
ソフトウェア	0	新株予約権付社債	300,000
投資その他の資産	5,294	長期借入金	64,706
投資有価証券	0	資産除去債務	1,516
関係会社株式	5,019	負債合計	857,790
その他	275	(純 資 産 の 部)	
		株主資本	△457,994
		資本金	146,430
		資本剰余金	324,267
		資本準備金	324,267
		利益剰余金	△926,867
		その他利益剰余金	△926,867
		繰越利益剰余金	△926,867
		自己株式	△1,825
		新株予約権	958
		純資産合計	△457,035
資産合計	400,754	負債・純資産合計	400,754

損 益 計 算 書

(自 2025年 4 月 1 日)
(至 2026年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		724,127
売上原価		444,122
売上総利益		280,005
販売費及び一般管理費		408,748
営業損失 (△)		△128,743
営業外収益		
受取利息	379	
業務受託収入	780	
雑収入	1,402	2,562
営業外費用		
支払利息	9,692	
社債利息	4,321	
株式交付費	711	
社債発行費	2,663	
その他	438	17,826
経常損失 (△)		△144,007
特別利益		
固定資産売却益	1,780	1,780
特別損失		
減損損失	772,505	772,505
税引前当期純損失 (△)		△914,732
法人税、住民税及び事業税	618	
法人税等調整額	11,515	12,134
当期純損失 (△)		△926,867

株主資本等変動計算書

(自 2025年 4 月 1 日
至 2026年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	550,365	420,365	420,365	△692,893	△692,893
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	2,859	2,859	2,859		
新株の発行 (新株予約権の行使)	93,571	93,571	93,571		
減 資	△500,365	500,365	500,365		
欠 損 補 填		△692,893	△692,893	692,893	692,893
当 期 純 損 失 (△)				△926,867	△926,867
新 株 予 約 権 の 発 行					
当 期 変 動 額 合 計	△403,934	△96,097	△96,097	△233,973	△233,973
当 期 末 残 高	146,430	324,267	324,267	△926,867	△926,867

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△1,825	276,010	—	276,010
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		5,719		5,719
新株の発行（新株予約権の行使）		187,142	△430	186,712
減 資		—		—
欠 損 補 填		—		—
当 期 純 損 失 （△）		△926,867		△926,867
新株予約権の発行			1,388	1,388
当 期 変 動 額 合 計	—	△734,005	958	△733,046
当 期 末 残 高	△1,825	△457,994	958	△457,035

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、前事業年度において、営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、当事業年度においても、128,743千円の営業損失、144,007千円の経常損失、また、特別損失としてソフトウェア（無形固定資産）及び共用資産（有形固定資産）に係る減損損失772,505千円を計上したことを主因としての当期純損失は926,867千円、当事業年度末においては457,035千円の債務超過となりました。資金繰り面では、当事業年度において新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債の発行等による資金調達活動に注力した結果、当事業年度末の現金及び預金残高は276,628千円（前期末比222,013千円増）となったものの、依然として短期借入金残高及び1年内返済予定の長期借入金残高の合計値を下回る水準となっております。また、当連結会計年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の数値が転換社債型新株予約権付社債に付された財務制限条項へ抵触することとなり、社債権者は当社に対して繰上償還を請求する権利を有している状態にあります。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社では、これらの状況を解消するため、以下の対応策を実施してまいります。

(a)収益力の改善（既存事業の競争力強化／M&Aの実施）

これまでの取り組みとしては、2025年4月より既存顧客に対する月額固定料の20%値上げを行うなど「Bplats® Platform Edition」の提供価格の改定、顧客専用環境運用に係る業務委託費の確保などにより、売上高拡大を図っており、1契約あたりのストック収入平均単価は着実に増加傾向にあります。また、当期首より営業所管部門を再編することにより営業力の増強を実施し、前期剥落した大型開発案件の獲得に注力しております。また、当事業年度の上半期には、NSW株式会社と販売パートナー契約を締結するなど様々な形での販売パートナーシップの拡大、構築に注力しております。加えて、法人向けSaaSを一元購入・一元管理できるマーケットプレイス「SaaSplats®（サースプラッツ）」の運営開始や、当社の安定的な収益源である光コラボレーション事業者支援システムを刷新しマーケットを拡大すべく「Bplats® Collabo」として10月より提供開始を決定するなど、新たなマーケットへの取り組みや製品投入による売上高拡大に努めております。

今後の短期的な取り組みとしては、中核事業である主力製品汎用型サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats® Platform Edition」のサービス展開において、急速に市場参入が相次ぐ「生成AIサービス事業者」向けのAIマネタイズ支援「AI×Monetization」という新たな取り組みを既に始めておりますが、今後一層強化してまいります。この取り組みにおいては、当事業年度末の直前3か月間において、1社に対する初期費用としては創業以来最大規模の受注額となる大型案件を生成AIサービス事業者から獲得し、既に具体的な成果がスタートしております。創業以来培ったサブスクリプション課金ビジネスのノウハウを生成AI特有の複雑な料金計算・請求管理へと応用することで、国内における生成AIサービスの事業化と市場拡大を支援しながら、収益力の向上を図ってまいります。

今後の中長期的な取り組みとしては、中核事業としております主力製品汎用型サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats® Platform Edition」の展開に加え、IoT事業やDX事業を自社事業の取り組みの一部として取り組む企業などとの連携による「Bplats® Platform Edition」を活用した新ビジネス創出等により、

収益ポートフォリオの拡大を検討してまいります。当社との事業シナジーのある事業会社をターゲットとしたM&A及び資本業務提携を含めた戦略的な事業拡大を通じて、当社グループ全体として持続的な収益構造の改善と企業価値の向上を実現し、営業損益の改善を目指します。

(b)各種コスト削減施策の強化及び推進

売上原価において、前々期より収益圧迫要因となっていた通信インフラコストについては大幅な削減が実現しており、既に削減後の水準で安定的に推移しておりますが、翌期においても調達の最適化等を行うことにより更なる削減に取り組んでまいります。また、厳選採用や組織統合・人員配置換え等による労務費・人件費・採用教育費の削減、開発案件に応じた外注加工費（SES）の削減等の具体的なコスト削減を継続的に実施しており、一定の効果は実現しておりますが、翌期以降についてはAI活用による品質向上・開発効率の向上及び全社的な業務効率化の徹底により、更なるコスト管理を実現し、営業黒字体質への転換を目指してまいります。

(c)戦略的事业パートナーとの資本業務提携等による財務基盤強化

当社は、当事業年度において第6回新株予約権の発行とその一部行使、及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により、キャッシュ・フロー改善と資本増強を実施しております。これらの割当先であるGP上場企業出資投資事業有限責任組合の管理・運営を行うグロースパートナーズ株式会社とは事業提携契約を締結して各種の経営支援を受けておりますが、今後も同社の支援により新たなエクイティファイナンスを含めた更なる資金調達を検討してまいります。なお、同社を引受先とする転換社債型新株予約権付社債に関し財務制限条項に抵触しておりますが、同社とは、社内の業務改善に係る各種PJでの連携を含め継続的・緊密に協議の機会を設け支援活動を受けるなど、良好な関係を維持しております。

また、同社に限らず新たな事業面での戦略的パートナーとの連携など各種資本政策及び資金調達に関する諸施策を幅広く検討してまいります。当社は、これらの対応により、債務超過の解消や財務基盤の改善に取り組んでまいります。

しかしながら、これらの対応策は進捗の途上であり、今後の事業計画における売上高及び営業キャッシュ・フローの獲得は外部環境要因に依存する部分も大きく、また、エクイティファイナンスを含めた資金調達活動については協議段階にあり、確約されたものではないことから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物10～15年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産

顧客サービスに利用する ソフトウェア 見込販売収益に基づく償却額と見込有効期間（5年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時の費用として処理しております。

社債発行費 同上

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末は回収不能額を見込んでいないため、残高はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては未払賞与の支給額が確定していることから、未払費用として計上しており

ます。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業は、サブスクリプション型ビジネスの実現や拡大を支援するサブスクリプション型ビジネスモデルの構築サービスと、当社が開発・運用するSaaS形式のWebサービス及びその関連・周辺のサービス提供で構成されております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主たる事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね3カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

①初期費用・初期開発等

顧客のサブスクリプション型サービス提供モデルを構築し、当該成果物を納め、当該成果物の対価及びその導入コンサルティングの対価等を顧客から受領するものであります。顧客が検収した時点で当該サービスに対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

②月額利用料等

当社が提供するSaaS形式のWebサービス利用のためライセンスの使用許諾を付与し、当該利用の対価を顧客から受領するものであります。契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間に渡り収益を認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

株式報酬

譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬は、報酬債権を付与日における公正価値に基づいて測定し、対応する金額を資本の増加として認識するとともに、報酬費用を対象勤務期間にわたって費用として認識しております。譲渡制限付株式報酬の公正価値は、付与した当社株式の公正価値を参照して測定しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. ビープラッツ株式会社の固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産

0千円

顧客サービスに利用するソフトウェア

0 //

減損損失

772,505 //

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の主たる事業はサブスクリプション事業であり、資産のグルーピングは、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資金生成単位となる、当社が顧客へサービス提供するITプラットフォームを基準に行っております。また、本社設備等については共用資産としております。

業績が事業計画どおりに進捗せず、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、回収可能価額を著しく低下させる変化もしくは経営環境の著しい悪化等の事象が生じているか、又は生じる見込みである場合等には、当該資産グループに減損の兆候があると判断しております。

減損の兆候に該当する場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額（資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額）まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上することとしております。

当社は、これらの事象が生じているか否か、又は生じる見込みであるか否かの観点で事業計画に基づいて検討した結果、当社がサービス提供するITプラットフォーム「Bplats®」について、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナスが生じており、減損の兆候が認められるため、当事業年度において固定資産の減損損失の認識の要否に関する判定を行っております。その結果、当事業年度において、ITプラットフォーム「Bplats®」について、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が負の値となったため、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額767,298千円を減損損失として計上しました。また、共用資産を含むより大きな単位である全社においても減損の兆候が認められるため、共用資産としての有形固定資産についても、帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額5,207千円を減損損失として計上しております。

なお、減損の兆候及び減損損失の認識の判定に利用した事業計画には、初期費用・初期開発等に関する収益は、過去の受注実績も考慮し新規顧客及び既存顧客からの継続的な受注獲得による売上が見込まれる、また、月額利用料等に関する収益は初期費用・初期開発等の受注による新規顧客の獲得から得られる売上の増加と既存顧客の解約による売上の減少が見込まれる、さらに、売上原価と販売費及び一般管理費については、各種効率化により減少することが見込まれるという仮定が含まれております。当該仮定は、将来の市場環境の変動により影響を受けるため不確実性を伴い、翌事業年度の計算書類において、ソフトウェアを主たる資産とする資産グループの評価に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

一千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」において、分類4に該当するとして、将来減算一時差異及び税務上の繰延欠損金に対して、将来1年間の見積課税所得の範囲内で繰延税金資産を計上しており、見積課税所得は予算を基礎として繰延税金資産の回収可能額を

算定しております。

見積りの基礎となる予算における主要な仮定は、サブスクリプション事業における販売収益、売上原価、販売費及び一般管理費の見込みであります。販売収益の見込みのうち初期費用・初期開発等に関する収益は足元のサブスクリプション市場の成長率が継続する中で、過去の受注実績も考慮し新規顧客及び既存顧客からの継続的な受注獲得による売上が見込まれる、また、月額利用料等に関する収益は初期費用・初期開発等の受注による新規顧客の獲得から得られる売上の増加を既存顧客の解約による売上の減少が上回ることが見込まれる、さらに、売上原価と販売費及び一般管理費については、各種効率化により減少することが見込まれるという仮定が含まれております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定、税効果の企業分類に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	33,772千円
建物	4,510 //
工具、器具及び備品	29,261 //

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額5,207千円が含まれております。

2. 関係会社に対する金銭債権及び債務

金銭債権	2,719千円
金銭債務	422 //

3. 取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び債務

金銭債権	一千円
金銭債務	252,287 //

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	36,616千円
販売費及び一般管理費	42,226 //
営業取引以外の取引（収入）	1,058 //

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

3,329株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金

185,601千円

未払賞与

7,068 //

未払事業税

662 //

資産除去債務

477 //

減価償却超過額

251,641 //

株式報酬費用

24,319 //

投資有価証券

2,836 //

その他

12,938 //

繰延税金資産小計

485,547千円

評価性引当額

△485,547 //

繰延税金資産合計

0千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用

0千円

繰延税金負債合計

0千円

繰延税金資産純額

一千円

役員及び個人主要株主等

(注1) 借入金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

1株当たり純資産

△157円47銭

1株当たり当期純損失

362円33銭

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに個別注記表の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

ビープラッツ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

畑 中 建 二

公認会計士

杉 浦 栄 亮

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ビープラッツ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビープラッツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度及び当連結会計年度において営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していること、当連結会計年度末において債務超過の状況にあること、当連結会計年度末の現金及び預金残高が短期借入金残高及び1年内返済予定の長期借入金残高の合計額を下回っていること、並びに当連結会計年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の数値が転換社債型新株予約権付社債に付された財務制限条項へ抵触していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

ビープラッツ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	畑 中 建 二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉 浦 栄 亮

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ビープラッツ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度及び当事業年度において営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していること、当事業年度末において債務超過の状況にあること、当事業年度末の現金及び預金残高が短期借入金残高及び1年内返済予定の長期借入金残高の合計額を下回っていること、並びに当連結会計年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の数値が転換社債型新株予約権付社債に付された財務制限条項へ抵触していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘するべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

ビープラッツ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	太 田 充 生	印
監 査 役（社外監査役）	平 田 幸一郎	印
監 査 役（社外監査役）	田 中 裕 幸	印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額926,867,393円を計上するに至っております。

つきましては、下記のとおり、資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、この欠損金の填補により財務体質の健全化を図るとともに、将来の資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額を96,430,848円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年8月1日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額を324,267,348円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年8月1日を予定しております。

3. その他資本剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の当社の繰越利益剰余金の欠損額は506,169,197円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 420,698,196円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 420,698,196円

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 平田 幸一郎氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、土森 俊秀氏は、平田 幸一郎氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
つちもり としひで 土森 俊秀 (1972年5月31日生)	2001年10月 弁護士登録 柳田野村法律事務所 (現柳田国際法律事務所) 入所 2006年8月 米国イリノイ州 Northwestern University School of Law (LL.M.) 留学 2010年3月 栗林総合法律事務所 入所 2015年9月 大和証券レジデンシャル・プライベート投 資法人 監督役員 (現任) 2018年3月 大和証券ホテル・プライベート投資法人 監督役員 (現任) 2018年5月 奥・片山・佐藤法律事務所 入所 (現任) 2024年12月 株式会社伝食 社外取締役 (現任)	—

- (注) 1. 土森俊秀氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 土森俊秀氏は社外監査役候補者であります。
3. 土森俊秀氏は、弁護士の資格を有しており、法律関係に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査に反映いただけることを期待して社外監査役候補者とするものであります。
4. 当社は各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。土森俊秀氏の選任をご承認いただいた場合、同氏と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 新任監査役候補者、土森俊秀氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任をご承認いただいた場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
7. 「所有する当社の株式数」については、2026年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに史彩監査法人を後任の会計監査人として選任をお願いするものであります。

なお、監査役会が史彩監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、適切性及び品質管理体制、並びに監査報酬の相当性等も総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

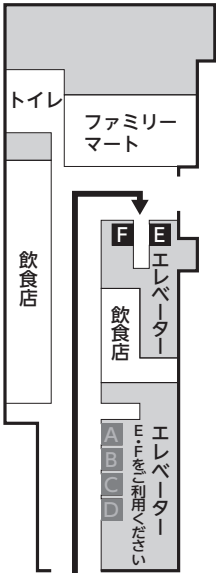
(2026年3月31日現在)

名	称	史彩監査法人
事 務 所 の 所 在 地		東京都港区赤坂2丁目4-6 赤坂グリーンクロス24階
沿	革	2017年3月 設立
概	要	資本金 30百万円 構成人員： 代表社員 3名 社員 6名 公認会計士 31名 公認会計士合格者 11名 その他 7名 合計 58名 関与会社数 39社

以 上

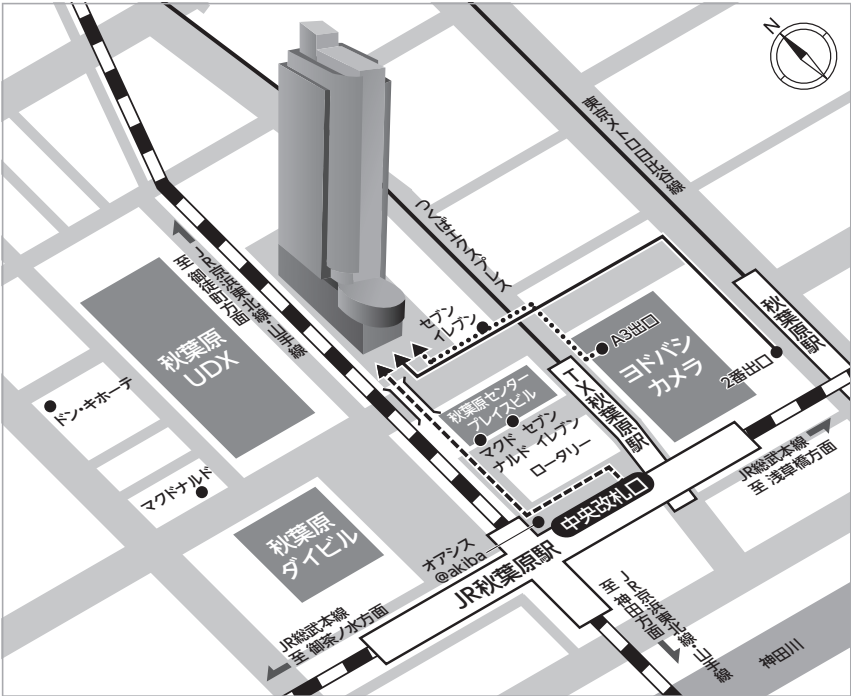
株主総会会場ご案内図

■ アキバプラザ 1階 フロアマップ



正面入口

JR秋葉原駅中央改札口方面より
東京メトロ日比谷線秋葉原駅2番出口より
つくばエクスプレス秋葉原駅A3出口より



最 寄 駅

J R 秋葉原駅
(中央改札口)

つくばエクスプレス秋葉原駅
(A3出口)

東京メトロ日比谷線秋葉原駅
(2番出口)

徒歩2分



徒歩2分



徒歩3分



会 場

東京都千代田区神田練堀町3番地
富士ソフト アキバプラザ 5階
レセプションホール

※ 会場には駐車場の用意がございませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますよう
お願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。